

第26回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年9月29日（月）

場所：三茶しやれなあどホール スワン・ビーナス

第26回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年9月29日（月）午後4時から

開催場所：三茶しゃれなあとホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、矢藤茂、井出孝行、
苅部嘉也、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、
高橋光正、森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、真鍋よし
ゆき、阿久津皇、

欠席の委員：高橋拓司

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、
主事 鎌田瑞生

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和7年11月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 農業委員会委員評価委員会及び委員任命の同意について（後任者選出案件）
 - (2) 第110回せたがや園芸市の開催について
 - (3) ふれあい農園「いも掘り」の開催について
 - (4) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻よりも早いお時間ですけれども、本日出席の全委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまから第26回世田谷区農業委員会総会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。

それではまず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第1号議案の資料がNo.1となります。続きまして、第2号議案の資料がNo.2となります。第3号議案の資料がNo.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9、No.10、No.11となります。また、当日配付資料といたしまして、第136回世田谷の花展覧会・第53回世田谷区農業祭チラシ及び『せたがやそだち』を買いに行こう！」を配付しております。資料の不足はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶より始めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願ひいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

議事に入る前に、本日から総会に参加されます新しい農業委員を紹介させていただきます。9月18日付で世田谷区農業委員会委員に任命されました、中塚さちよ委員でございます。中塚委員、ご挨拶をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○中塚委員 (委員挨拶)

○宍戸会長 中塚委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は高橋拓司委員が欠席ですが、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、本橋延隆委員、矢藤茂委員にお願ひいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合に、申請者が農業委員会の許可を受けるために必要な申請手続となります。申請の内容を農業委員の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることが第3条第1項に定められております。

それでは、資料No.1をご覧下さい。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

受付番号7-3-2。(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告、お願ひいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、許可することいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終わります。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみといたします。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件となっております。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合に農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で所有権の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となります。市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.2-1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-7。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-2をご覧下さい。

受付番号7-4-8。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願12件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願2件について審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願2件について審議いたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3-1をご覧下さい。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終了いたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願12件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目、3件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-2をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

同一被相続人の案件となりますので、続けさせていただきます。

資料No.4-3をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目について、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-4をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願ひいたします

○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目について、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-5をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件につきまして調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします

○高橋(光) 委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目について、事務局からお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-6をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員が欠席ですので、事務局より、調査結果の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、高橋拓司委員からお預かりしています農地調査の結果について代読させていただきます。(事務局より、調査報告を代読)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目から10件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず、資料No.4-7をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

同一相続人の案件となりますので、続けさせていただきます。

資料No.4-8をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

同一被相続人の案件となりますので、続けます。

資料No.4-9をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

同一相続人の案件となりますので、続けます。

資料No.4-10をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（光）委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、11件目についてを事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-11をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をよろしくお願ひいたします。

○池田鏡一委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、12件目について、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-12をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について2件審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、東京都や区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に、主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、資料No.5-1をご覧下さい。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.5-2をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和7年11月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和7年11月の総会日程（案）についてをご覧下さい。

次回10月の総会につきましては、10月31日金曜日午後3時から、区役所東棟9階委員会室での開催が決定しております。

令和7年11月の開催日時につきましては、11月28日金曜日午後3時から、三茶しゃれなあどホール6階スワン・ビーナスで開催を予定しております。

なお、11月28日の総会に関しましては、年度当初に区議会事務局と調整をさせていただいておりましたが、世田谷区議会開催期間中のため、真鍋委員、阿久津委員、中塚委員の3名は出席がかなわないとの回答をいたしましたので、その旨、ご承知おきをお願いいたします。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。

2件ございます。1件目は、旧法による10年以上を経過した農地についての買取り申出、2件目は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。1件目は8月25日、2件目は8月29日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡下さい。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項を事務局から説明させていただきます。

まず、報告事項の1件目でございます。世田谷区農業委員会委員任命の同意についてとなります。資料No.8をご覧下さい。世田谷区農業委員の1名欠員に伴い、後任の委員を任命する必要が生じたため、7月31日に世田谷区農業委員会委員被推薦者等評価委員会を開催して、先程ご挨拶をいただきましたが、中塚さちよ区議会議員を候補者と決定し、第3回区議会定例会にて承認をいただきましたことをご報告申し上げます。

続きまして、資料No.9でございます。報告事項の2件目は、第110回せたがや園芸市の開催についてのご案内です。10月24日金曜日から10月26日日曜日まで、羽根木公園で開催いたします。周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

次に、資料No.10、ふれあい農園「いも掘り」の開催についてのお知らせとなります。周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等で、記載の5農園についてご案内をさせていただきます。

次に、資料No. 11、都内産農産物等の放射能検査についてご報告いたします。こちらは、令和7年9月12日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物につきましては対象となっておりませんが、いずれの農産物も異常はありませんでした。

事務局からの報告事項は以上となります。

○宍戸会長 (1)から(4)についてご質問等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでどうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から1点ございます。6月24日の総会でご審議をいただきました○○様の生産緑地に関する貸借の件についてのご報告となります。(事務局より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 特ないようであれば、以上で予定の案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野職務代理 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和7年9月29日（月）開催の第26回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員